

武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

武道館条例の一部を改正する条例

武道館条例（昭和61年岩手県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分			施設の利用料金の上限額												区分 使用	個人 使用	附属の施設 又は設備の 利用料金の 上限額		
			貸切使用																
			土曜日及び休日						その他の日										
			入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する 場合			入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する 場合						1区 分ご とに	1人 4時 間ま でご とに
			8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで					
大 道 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	貸切 使用 の場 合の 利用 料金 の額 の50 パー セント に	円	1 附属 の施設 又は設 備の利 用料金 附属 の施設 又は設 備を使 用する 場合に		
		一般	4,370	6,860	9,150	8,770	13,740	18,280	3,650	5,720	7,610	7,300	11,440	15,250		140			
	その他の催し に使用する場 合	43,810	68,620	91,540	65,720	102,950	137,310	36,520	57,170	76,290	54,760	85,780	114,410	360					
柔 道 場 及	アマチ ュアス	小学校 児童、	2,180	3,430	4,570	4,370	6,860	9,150	1,830	2,860	3,800	3,650	5,720	7,610	140				

び 剣 道場	ポーツ に使用 する場 合	生徒及 び学生														相当 する 額	360	おいて は、1 件又は 1式1 時間ま でごと に1,580 円の範 囲内で 知事が 定める 額
		一般	4,370	6,860	9,150	8,770	13,740	18,280	3,650	5,720	7,610	7,300	11,440	15,250				
	その他の催し に使用する場 合	21,910	34,300	45,760	32,860	51,470	68,650	18,240	28,590	38,150	27,380	42,900	57,200					
弓 道場	近 的 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	2,370	2,950	4,720	4,720	5,930	9,460	1,950	2,460	3,950	3,950	4,920	7,880	140	2 電気 料及び 暖房料 電気 を使用 する場 合又は 暖房を 使用する 期間に おいて は、実 費を基 準とし て知	
		一般	4,720	5,930	9,460	9,460	11,820	18,930	3,950	4,920	7,880	7,880	9,870	15,760	360			
	その他の催し に使用する場 合	11,800	14,800	23,680	23,640	29,580	47,340	9,840	12,330	19,730	19,680	24,630	39,460					
	遠 的 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	1,180	1,480	2,370	2,370	2,950	4,720	990	1,230	1,950	1,950	2,460	3,950	140		
		一般	2,370	2,950	4,720	4,720	5,930	9,460	1,950	2,460	3,950	3,950	4,920	7,880	360			
		その他の催し に使用する場 合	5,910	7,400	11,820	11,800	14,800	23,680	4,910	6,160	9,870	9,840	12,330	19,730				
	相 撲 場	アマチ ュアス	小学校 児童、	980	1,180	1,950	1,940	2,380	3,950	800	990	1,630	1,620	1,960	3,270	140		

スポーツ に使用 する場 合	生徒及 び学生															事 が 定 める額
	一般	1,940	2,380	3,950	3,910	4,760	7,860	1,620	1,960	3,270	3,250	3,970	6,550	360		
その他の催し に使用する場 合		4,900	5,930	9,860	9,830	11,820	19,720	4,090	4,920	8,200	8,170	9,870	16,430			
第3条第1項の規定に よる許可を受けた場合 の利用料金の上限額		1人1時間までごとに970円														

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。